



未来のために～みんながやさしきでつながるまち～

習志野市

令和5年4月6日

徴収した過料金の紛失について

受動喫煙の指導・取り締まり中に発生した過料金の紛失について、以下のとおりお知らせします。

1. 概要

4月3日午前10時頃、受動喫煙防止指導員が津田沼1丁目の路上で喫煙の指導・取り締まり中に、徴収した過料金等を入れたケースを紛失しました。

紛失物：現金 2,000 円・納入通知書(白紙)・領収印・チャック付きメッシュケース

2. 経緯

過料金徴収後、ショルダーバッグにしまったはずのメッシュケースがないことに気づき、津田沼駅前交番に遺失物届を提出するも、いまだ発見されていません。

3. 再発防止策

メッシュ付きケースとショルダーバッグをチェーンでつなぎ、指導員が徴収作業のたびに収納状況の確認を徹底するなど、再発防止を徹底してまいります。

問合せ先
健康福祉部 健康支援課
電話：047-453-2961